

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 7 号	三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、修学資金の受給資格となる施設を指定する者について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>1 改正要旨 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもの</p> <p>2 改正内容 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、国から地方公共団体へ事務・権限の委譲等を行うこととした地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、保健師助産師看護師法第 2 0 条第 2 号及び第 2 1 条第 3 号において規定する施設を指定する者が厚生労働大臣から都道府県知事へ改められたことから、三田市民病院看護学生修学資金貸与条例について所要の規定の整備を行う。</p> <p>第 2 条第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。</p> <p>3 施行期日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>	